

中学校社会科における年金教育

山根 栄次

Pension Education at Junior High School in Social Studies

Eiji YAMANE

要 旨

本稿は、中学校社会科公民的分野における年金教育の必要性と可能性について論じたものである。「はじめに」では、経済教育としての年金教育の概念について述べている。「1」では、年金を巡る日本の社会状況と学校における年金教育の重要生について述べている。「2」では、三重大学教育学部附属中学校3年生と三重大学教育学部学生で社会科教育法Ⅱの受講生に対する年金に関する意識調査・理解調査の結果とそれに対する考察について述べている。「3」では、中学校における年金教育の現状について述べ、「2」における結果の原因の一つがこれまでの年金教育の在り方にあることを述べている。「4」では、イギリスにおける年金教育プログラム例(中学生用)を紹介し、その特色について述べている。最後に「5」では、筆者が考案した「中学校社会科における年金教育の授業過程と授業内容」を提案している。

はじめに

本稿は、研究代表・猪瀬武則(弘前大学教育学部)による科学研究「高齢社会における福祉国家のあり方を構築する年金教育のカリキュラム開発」(挑戦的萌芽研究、研究期間:平成20年度~平成22年度、課題番号:20653067、研究分担者:栗原久(信州大学教育学部)及び筆者)の研究成果の内、特に、筆者が分担・担当した部分を中心に述べたものである。もちろん、本稿の中には、この研究成果の全体が反映されているが、本稿の記述内容については、筆者にその責任がある。

猪瀬は、年金教育が成立するための理論的な枠組みについて、「経済教育における年金教育の可能性—自立と公共性のデマケーション」(経済教育学会・『経済教育研究』No.28, 2009年9月)の中で述べている。その記述内容は、経済学と倫理学の専門用語が頻出し、難解であるが、その結論は、「VII おわりに」の部分において次のように述べられている。

年金教育は、リベラリズムの再構成とコミュニタリアリズムの再定位、素朴平等主義から「人間の尊厳」を組織することにより、公共性と自立を相補的に組み込んだカリキュラム教材として成立する。

経済教育は、金融経済リテラシーの向上という経済教育の個人主義的資質の向上のみならず、共同性や公共性を担保する「年金教育の可能性」を問うことによって実質化するのである。

この叙述もかなり難解であるが、筆者は、それを次のように理解する。

年金について生徒に教育するということは、生徒に自身の老後・退職後(両親の老後・退職後も含めて考えることができる)の生活資金の確保について考えさせることになるが、それは、年金を個人の間

題として考えることとともに、共同体（国家・社会）の問題として考えさせることを意味する。年金を個人の問題としてのみ考えることもできるが、その場合には、年金は、公的年金だけでなく私的年金も含めて（さらには、自分や家族の貯蓄や資産を含めて）考えることになる。つまり、両方の年金を含めて、現役時代にどんな年金保険にどれだけ加入しておけばよいのかを考えることになる。言い換えれば、自身の老後・退職後の生活資金の中に公的年金をどのように位置づければ良いかを考えることになる。それは、基本的には、個人の選択の自由の中にある。これに対して、公的年金（以下、特にことわらない場合には、年金とは公的年金のことをいう）を社会・共同体の問題として考える場合には、生徒は、自分自身のこととしてだけでなく、同世代の国民、上の世代の国民、下の世代の国民のこととしても考えることになる。その場合に、年金について考える規準は、異なる世代を含めて、各自が支払う年金保険料の負担と各自が受け取る年金額の公平とともに、年金保険料の支払者と年金の受給者の「人間としての尊厳」が保たれるかである。「人間としての尊厳」は、相当に抽象的な概念であるが、筆者はそれを、その国・社会（具体的には、現在および将来の日本）において健康で文化的な最低限度以上と認められる生活水準が保障されている状態と考える。特に、老後・退職後において、年金のみを生活資金とする人が、その国・社会において健康で文化的な最低限度以上と認められる生活水準が保障されている状態を「人間としての尊厳」が保たれている状態であると考え。ちなみに、生活保護を受ける人の生活水準は、日本国憲法第二十五条により「健康で文化的な最低限度の生活」と規定されているが、生活保護を受ける人でも「人間としての尊厳」は保たれなければならないことを考えれば、老後・退職後において年金のみを生活資金とする人の生活水準は、その国・社会において健康で文化的な最低限度以上と認められる生活水準でなければならないであろう。それは、自立した生活である共に、「人間としての尊厳」が保たれた生活である。年金教育においては、生徒はそれらを含めて、年金について考える必要がある。

また、このような年金教育を経済教育（世代をまたぐ長期に渡る所得分配について考える教育）として位置づけるのであれば、経済教育は、しばしば誤解されるように、個人が「お金をどうやって儲けるか」とか「お金をどうしたら有効に使えるか」ということを考えるだけの教育ではなく（それも、経済教育に含まれるが）、国家・社会とその成員の福祉について考える教育としても構成され、認知されることになる。

筆者は、このように、先に引用した猪瀬の叙述を解釈するが、筆者自身は、年金教育をどのように理論化するよりも、むしろ、年金教育の授業をどのように中学校社会科（公民的分野）において実現したらよいかに関心がある。それゆえ、本稿では、この科学研究において、このことについて筆者が研究してきたことを述べることにする。

1 年金を巡る社会状況と学校における年金教育の重要生

年金を巡る社会状況として、現在注目すべきことは、第一に、国民年金の保険料未納者が増加していることであり、第二に、年金会計（特に国民年金会計）が赤字になってきていることである。

年金保険料の未納が問題になり始めたのは、2004年（平成16年）頃からである。平成21年度分の国民年金保険料（厚生年金保険、共済年金保険は含めない）の納付率は、64.0%、平成22年度分の同納付率は、60.8%であり、決して高い納付率とは言えない。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001pv8f-att/2r9852000001pvce.pdf>)

年金保険料の納付率が低い理由は、幾つか指摘されている。その中には、①景気が回復しないために、多くの人が失業や低賃金を余儀なくされ、保険料が払えなくなっていること、②雇用形態の変化

のために（正規雇用が減り、非正規雇用が増加）、保険料を納付することを失念している人が多くなっていること、③少子高齢化などのために、本人が支払う保険料の総額よりも将来受け取ることのできる年金の総額の方が少ないと考え、敢えて保険料を払わない人がいること、が含まれる。この内、③は、基本的には年金制度についての誤った理解によるものであり、②を含めて、年金の制度に対する正しい理解がされるようになれば解消される可能性が高くなるものである。この意味で、学校における年金についての教育（年金教育）を充実させることは、年金問題（特に未納問題）の解決に資することになる。

現在では、国民年金会計だけでなく、厚生年金会計においても、共済年金会計においても単年度では赤字であり、積立金をとりくずしつつある。（厚生労働省発表の「平成21年財政検証・財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証」http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/04/houkokusho_21.html）

少子高齢化により、また、団塊の世代が年金受給者に加わってくることにより、年金会計は、ますます厳しくなることが予想される。政府は、2004年に大幅な制度の改正を行い、「100年安心」の制度設計だと宣言したが、それでも十分ではなく、その後も制度改定をくり返している。ただ、年金の制度は、政府・国が現状に即して（未来を予測して）改訂できるものであり、国民は、選挙等を通してどのような年金制度にするかを選択できる。現在の生徒たちは、将来、どのような年金制度がよいのかを選択（あるいは提案）できるのであり、公共の利益、「人間としての尊厳」を考えた年金についての教育を受ける権利があると言える。

このように、学校における年金教育は、生徒が個人として将来における年金を含めた生涯生活設計を考えることができるようになるために必要であるとともに、将来においてより望ましい年金の制度を選択（提案）していくことができるようになるためにも必要である。

2 中学3年生と大学生の年金に関する意識調査・理解調査の結果

我々の研究グループは、生徒の年金に対する意識調査と理解調査をおこなった。調査の対象は、調査を依頼しやすいという理由から、研究代表及び研究分担者が所属している大学・教育学部の附属中学校3年生とした。この内、本稿では、三重大学教育学部附属中学校3年生に対して行った調査（2010年1月実施、155名が回答）の結果を紹介したい。なお、調査時までには生徒は、社会科公民的分野の授業において「社会福祉」の学習は済ませている。また、三重大学教育学部においては、筆者が担当している「社会科教育法II」を受講している学生（3年生、4年生）に対しても同様の調査（2010年1月実施、30名が回答）を行った。

年金についての意識調査と年金に対する理解調査の調査項目及び調査結果は、表1、表2の通りである。

1) 年金に関する意識調査の結果分析

「(1)年金は、個人の問題なので、個人に任せの方がよい。」は、年金（老後の生活資金）は個人の問題か社会の問題かを問うたものである。この問については、附属中学生については、「どちらかといえば同意する」(60)・39%と「どちらかといえば同意しない」(54)・35%に意見が分かれた。それに対して、大学生は、「どちらかといえば同意しない」(13)・43%と「同意しない」(12)・40%が多数を占めた。附属中学生と大学生の回答性向は異なった。

「(2)年金は、すべて国が税金で運営すべきだ。」は、前問と逆のことを問うたものである。この問については、附属中学生については、「どちらかといえば同意しない」(61)・39%と「どちらかといえば同意する」(58)・37%に意見が分かれた。問(1)と問(2)の回答分布の関係は、論理的に妥当であ

る。それに対して、大学生は「どちらかといえば同意しない」(16)・53%と「同意しない」(7)・23%が多数を占めた。大学生についても、問(1)と問(2)の回答分布の関係は、論理的に妥当である。問(2)についても、附属中学生と大学生の回答性向は異なった。

「(3) 年金保険料を支払わなかった人が、年金をもらったり、生活保護を受けるのは不公平だ。」は、年金保険料の支払いと老後における国からの生活資金の受給の関係を問うたものである。附属中学生は、「同意する」(68)・44%と「どちらかといえば同意する」(55)・35%が多数を占めている。大学生も、「同意する」(13)・43%と「どちらかといえば同意する」(12)・40%が多数を占めている。国民の政府へのお金の支払いと受け取りのバランスを重視している。附属中学生と大学生の回答性向は似ている。

「(4) 年金保険料を支払わなかった人は、経済的に支払えなかったのであり、老齢になって年金を受け取れないのは不公平だ。」は、問(3)と逆のことを問うたものである。この問に対して、附属中学生は、「同意しない」(79)・51%と「どちらかといえば同意しない」(54)・35%が多数を占めている。問(3)と問(4)の回答分布は、論理的に妥当である。これに対して、大学生は、「どちらかといえば同意する」(12)・40%と「どちらかといえば同意しない」(12)・40%に割れている。問(3)と問(4)に対する大学生の回答分布は、やや矛盾している。これは、大学生の半数が、社会保険としてではなく社会福祉の観点から、年金の受給をとらえたためと考えることができる。この問に対する附属中学生と大学生の回答性向は異なった。

「(5) 年金制度は不要である。老齢になったら、個人の貯金や家族の責任で生活すべきだ。」は、年金制度が不要かどうかを問うたものである。この問に対して、附属中学生は、「同意しない」(79)・51%と「どちらかといえば同意しない」(54)・35%で、圧倒的に年金必要論が多数を占めている。しかしながら、この回答結果は、(1)の回答結果とやや矛盾している。大学生も、「同意しない」(14)・47%と「どちらかといえば同意しない」(12)・40%が圧倒的に多数を占めている。年金制度が必要であるという意識は、附属中学生も大学生も強い。

「(6) 年金制度に頼るより、家族や地域社会の支え合いが重要だ。」は、老後の生活を支える家族と地域社会の重要性を問うたものである。この問に対して、附属中学生は「どちらかといえば同意する」(71)・46%と「どちらかといえば同意しない」(48)・31%とに意見が分かれている。(5)と(6)は、同趣旨の問(年金不要)であるので、(5)と(6)の回答分布が異なることは、やや矛盾がある。附属中学生にやや迷いがあるということであろうか。大学生は、「どちらかといえば同意する」(15)・50%と「どちらかといえば同意しない」(7)・23%にやや分かれているが、「同意する」(5)・17%も多く、「同意」が合計67%でかなり多数となる。大学生も(5)と(6)の回答分布にやや矛盾があるが、年金も大切であるが家族や地域の支援も重要と感じているということであろうか。

「(7) 年金の支給額は、みな平等に同じ額にすべきだ。」は、老齢の国民全員に対する平等な生活保障制度として年金を考えるべきかどうかを問うたものである。この問に対して、附属中学生は、「どちらかといえば同意しない」(54)・35%と「同意しない」(44)・28%が多数を占めている。問(3)と問(7)は、基本的に反対のことを問うているが、(3)と(7)の回答分布には、論理的に矛盾はない。大学生は、「どちらかといえば同意しない」(14)・47%と「どちらかといえば同意する」(9)・30%に割れている。しかし、「同意しない」(5)・17%もやや多く、否定的な意見が64%と多数である。附属中学生と同様な回答分布である。「同意」と「同意しない」の回答分布があまりはっきりとはしておらず、共に、回答への迷いがややあるようである。

これらの結果、以下のように言うことができよう。

◎附属中学生は、全体として、年金に関する支払いと受け取りのバランスを重視しているが、年金制度の必要性は感じている。国の責任と個人の自己責任が半々にあるといった感じである。自己責任と家族・

地域の責任という意識も結構ある。

◎附属中学校の生徒と三重大学教育学部の学生の間では、回答の分布はよく似ているが、附属中学校の生徒の方がやや自己責任・家族責任の意識が強く、三重大学教育学部の学生の方がやや社会責任の意識が強い。

このような違いは、附属中学校の生徒には、家庭の経済状態が比較的恵まれている生徒が多いと言われている結果から出ているのかもしれない。附属中学校の生徒の意識が公立中学校の生徒の意識と同じであるとは言えないかもしれない。公立中学校の生徒の意識は、むしろ三重大学教育学部学生の意識に近いと思われる。

2) 年金に対する理解調査の結果分析

問(1)は、高齢者世帯の所得に占める年金の比重についての理解を問うたものである。正答は、「③ 高齢者世帯は、年間所得額の約7割を年金から得ている。」であるが、

附属中学校生徒の正答者は、76名 49%

教育学部学生の正答者は、13名 65%

であった。中学生の正答者は50%に達しておらず、大学生との差が結構大きい(16%)。しかし、大学生もそれほど正答率は高くないと言える。上述した意識調査の問1に対する附属中学校生徒の回答分布は、理解調査のこの問に対する正答率の低さと対応しているように思われる。

問2は、年金制度の基本的な存在理由について問うたものである。正答は、「① 年金保険は、高齢になって所得が得られなくなるリスク(危険性)に備えるものである。」であるが、

附属中学校生徒の正答者は、122名 79%

教育学部学生の正答者は、26名 87%

であった。附属中学生も教育学部学生も、年金制度の存在理由をほぼ理解していると言えよう。

「問3」は、国民年金の最も基本的な制度の内容について問うたものである。正答は、「② 国民年金に加入義務があるのは、日本国内で暮らす20~60歳の人である。」であるが、

附属中学校生徒の正答者は、72名 46%

教育学部学生の正答者は、23名 77%

であった。附属中学生と大学生との差は大きく(31%)、附属中学生の正答者は50%に達しなかった。調査に回答した大学生は、当事者(20歳以上)であるが、それにしては正答率は低い、と言わなければならない。

「問4」は、公的年金と私的保険(火災保険)の違いについて問うたものである。正答は、「② 国民年金は国が運営する制度であるが、火災保険は民間の保険会社が運営している。」であるが、

附属中学校生徒の正答者は、113名 73%

教育学部学生の正答者は、27名 90%

であった。附属中学校生徒の正答率はそれほど低くはないが、高いとも言えないように思われる。大学生は、殆どが理解していると言えよう。

「問5」は、国民年金の制度について、やや細かな内容を問うたものである。正答は、「③ 国民年金加入者が自動車の運転中に人身事故を起こすと、被害者に交通事故基礎年金が支払われる。」(誤りを答える問)であるが、

附属中学生の正答者は、42名 27%

教育学部学生の正答者は、17名 57%

であった。附属中学生の誤答で最も多かった(65名)のは、「④ 老齢基礎年金の受給開始年齢は65歳

からであるが、60歳からの繰り上げ支給もできる。」(事実としては正しい)であるが、やや細かなことに対する問であったためかもしれない。附属中学生の正答は非常に低く、中学生と大学生の差が大きい(30%)と言える。しかし、大学生の正答者もそれほど多くない。

「問6」は、公的年金保険の財源について問うたものである。正答は、「④ 日本では、厚生年金の保険料は被保険者本人と事業者(会社)が半分ずつ負担している。」であるが、

附属中学生の正答者は、31名 20%

教育学部学生の正答者は、12名 40%であった。

附属中学生の最も多かった誤答(77名)は、「②日本では、高齢者に支給される年金は、現役で働いている人たちが払う保険料から全額支払われている。」であり、大学生の最も多かった誤答(17名)も同じであった。附属中学生も大学生も正答は半数以下であり、誤答も同じであった。厚生年金の基本的な制度である年金支給に保険料以外のお金が使われていることへの理解が、大学生でもこれほど低いということはどう判断すべきであろうか。

「問7」は、少子高齢化が年金に及ぼす影響について問うたものである。正答は、「④ 少子高齢化により、年金の負担と給付に関する高齢者と若い世代の公平化が進む。」(誤りを答える問)であるが、

附属中学生の正答者は、100名 65%

教育学部学生の正答者は、24名 80%

であった。大学生はほぼ理解しているが、中学生の理解度は高いとは言えない。中学生と大学生の差が大きい(15%)と言える。

「問8」は、少子高齢化の中で年金制度を維持するための基本的な方法について問うたものである。正答は、「① 1人当たりの年金給付額を下げ、年金支給開始年齢を上げる。」であるが、

附属中学生の正答者は、114名 74%

教育学部の学生の正答者は、23名 77%

であった。この問は、論理的に考えれば分かる問であるが、正答率はそれほど高くないと言えよう。また、中学生と大学生の差はあまりなかった。

「問9」は、公的年金にかかわる国の機関の名称を問うたものである。正答は、「② 厚生労働省」であるが、

附属中学生の正答者は、132名 85%

教育学部学生正答者の正答者は、28名 93%

であった。中学生も大学生もかなり知っていると言うことができよう。

「問10」は、日本に住む外国人の年金への加入について問うたものである。正答は、「② 日本人と同じように加入できる。」であるが、

附属中学生の正答者は、22名 14%

教育学部の学生正答者は、3名 10%

であった。双方とも正答率が極めて低く、しかも教育学部学生の方が正答率は低い。最も多かった誤答は、双方とも「④ 厚生年金には加入できるが、国民年金には加入できない。」で、附属中学生93名、60%教育学部学生21名、70%であった。国民年金の「国民」という用語(外国人は国民ではない)が、誤答を導いたのであろうか。

「問11」は、農家の人や個人商店の経営者が加入できる年金について問うたものである。正答は、「④ 国民年金」であるが、

附属中学生の正答者は、46名 30%

教育学部学生の正答者は、13名 43%

であった。双方とも正答者は極めて少なかった。最も多かった誤答は、「② 共済年金」で、附属中学生は53名、34%、教育学部学生は9名、30%であった。農業協同組合が「農業共済」という保険商品をテレビなどでよく宣伝していることがこのような誤解を与えているのであろうか。

「問12」は、いわゆる専業主婦（職業労働をしていない妻、第3号被保険者）の国民年金保険料支払いについて問うたものである。正答は、「③ 妻は国民年金保険料を支払う必要はない。」であるが

附属中学生の正答者は、24名 15%

教育学部学生の正答者は、5名 17%

であった。双方とも非常に正答者が少ない。最も多かった誤答は共に、「② 夫が妻の分の国民年金の保険料も同時に支払う。」で、附属中学生は73名、47%、教育学部学生は、16名、53%であった。これは、双方ともこの制度を理解しておらず、「②」が妥当であると考えているためであると思われる。

「問13」は、20歳以上の大学生の国民年金保険料支払いについて問うたものである。正答は、「② 国民年金保険料を支払う義務はあるが、届け出により支払いを卒業後まで猶予される。」であるが、

附属中学生の正答者は、68名 44%

教育学部学生の正答者は、30名 100%

であった。教育学部学生は、自分自身のことでもあり、完全に理解していることは望ましいことであるが、附属中学生の理解は低く、大学生との理解の差（56%）が大きいと言えよう。

「問14」は、老後の生活費を銀行預金だけでまかなおうとすることのリスクを問うたものである。正答は、「③ 予定以上に長生きした場合、預金残高がゼロになってしまうおそれがある。」であるが、

附属学校生の正答者は、67名 43%

教育学部学生の正答者は、18名 60%

であった。中学生の理解度は低く、大学生もそれほど高くないとすることができよう。

「問15」は、年金のあり方を表現した適切な文を問うたものである。正答は、「①年金は、『世代と世代の支え合い』である。」が、

附属中学生の正答者は、138名 89%

教育学部学生の正答者は、30名 100%

であった。大学生は完全に理解しており、中学生も理解度は高いということができる。

この理解テストの単純平均正答率は、

附属中学生 50%

教育学部学生 66%

である。附属中学生の理解度は低いと言わなければならない、教育学部学生も決して高くない、むしろ低いと言わなければならない。大学の評価規準で言えば、中学生は「不可」であり、大学生は「可」の程度である。

附属中学生の場合、正答率が50%未満の問題は9問（15問中）である。特に低い（30%以下）のは、問5、問6、問10、問11、問12である。逆に、80パーセント以上の正答率のあるのは、問9と問15の2問のみである。公立学校よりは理解度が高いと言われている附属中学校の生徒でも、年金についての理解度は低いと言わなければならない。

教育学部学生の場合、正答率が50%未満の問題は4問（15問中）である。特に低い（30%以下）のは、問10、問12であり、この2問については中学生と共通している。逆に、80パーセント以上の正答率があるのは、問2、問4、問7、問9、問13、問15の6つである。全問題の半分以下である。しかも、教育学部学生は、全員が中学校社会科教育法の受講者（将来に中学校で社会科を教えることを希望している者）であることを考えると、その理解度はかなり低いと言わなければならない。

3 中学校における年金教育の現状

このように、年金についての理解や判断が若者にとって重要になってきている現在の状況の中でさえ、附属中学生も社会科教育法を受講している教育学部学生も、その理解度は低いと言わなければならない。その理由は、学校において年金についてしっかりと学ぶ機会がないためであると思われる。中学校の場合に、年金について学ぶことが考えられる教科は、社会科（公民的分野）と技術・家庭科（家庭分野）であるが、家庭科では年金について全く取り上げていない。

中学校社会科の場合には、現行の中学校学習指導要領（1998（平成10）年版）では、公民的分野の「内容」・「(2) 国民生活と経済」・「イ 国民生活と福祉」の中に「社会保障の充実」がある。しかし、「年金」の文字は学習指導要領には無く、『中学校学習指導要領（平成10年12月）解説—社会編—』にも、「年金」の文字は見えない。

中学校社会科（公民的分野）の教科書ではどうであろうか。

調査当時に三重大学教育学部附属中学校において使用されていた社会科公民的分野の教科書（日本書籍新社）においては、「社会保険」、「年金制度」、「年金財政」、「基礎年金」などの文字は見えるが、日本の年金制度については、殆ど説明していない。教科書を読んでいるだけでは、日本の年金制度についての先の間に正しく答えることは無理であったように考えられる。

国内で最も多く使用されている東京書籍の中学校社会科公民的分野の教科書においては、「社会保険」、「年金保険」、「公的年金」の文字が見えるとともに、「少子高齢化が進むと、社会保険などの給付額は増大するのに、働き手が減るので収入の総額はむしろ減ってしまうでしょう。とりわけ深刻なのが公的年金です。給付に必要な資金を自分で積み立てた保険料でまかなうなら問題はないように見えますが、物価上昇などの影響で給付の質が下がる可能性があります。給付を現役世代の支払って保険料でまかなう方式では、現役世代に重い負担がかかります。」(p.129) という記述が見える。東京書籍版は、公民的分野の教科書の中では、公的年金についての記述は多い方である。今の年金制度の問題点についての記述や公的年金が賦課方式であることの記述はあるが、公的年金の制度全体の説明としては不十分であると言わざるを得ない。

現在使用されている中学校社会科公民的分野の教科書の中で、公的年金についての記述が最も多いのは、帝国書院の教科書である。「社会保険」、「年金保険」、「公的年金」の用語があるほか、「高齢社会を支える年金」という欄があり、「公的年金は、20歳から60歳までの国民すべてが年金を積み立て、一定の年齢になったとき給付を受ける制度です。少子高齢化が進むなか、年金の給付を受ける世代が急増しています。若い世代が支払う年金の保険料や年金給付開始年齢をどうしたらよいかなどをめぐって、真剣な議論が続けられています。」という記述の他、「年金を支払う以上は、将来自分がいくら給付を受けられるのかはっきりさせてほしい。そうでないと支払う気になりません。」という若者の吹き出し、「預金と年金でくらしています。病気がちで医療費も多くかかるので、年金がないと生活できません。」という高齢者の吹き出しがある。また、公的年金を含めた社会保険全体の説明が、「日本では、国民全員が社会保険に加入することが義務づけられています。その給付のための費用は、現在働いている世代の支払う保険料によってまかなわれています。少子高齢化が進むなかで、保険料を支払う働く世代が減少する一方、年金や医療保険給付をうける高齢者が増え、日本の社会保険の収支のバランスは悪くなっています。不足する部分を補うためには、国の税金も使われており、社会保障制度の改革が議論されています。」というようになされている。また、側注に「公的年金の一種である国民年金は、国民全体の加入が義務づけられていますが、保険料を納めない人が増え問題になっています。」と記述されている。他社の教科書と比べると、公的年金の制度とその問題点がかなり詳しく記述されているが、それでも、

厚生年金についての記述はないなど、上述の理解調査にあった幾つかの問についての解説は含まれていない。

総じて、中学生が社会科公民的分野において学ぶ公的年金についての知識は、非常に少ないと言うことができよう。

4 イギリスにおける年金教育プログラム例（パーソナル・ファイナンスとしての年金教育）

公的年金について学ぶにしても、日本の年金制度とその問題点を教師が解説したり、それらについて生徒に教科書を読ませて理解させたりするだけでは、生徒にとって充実した学習とはならないであろう。科研で調査したイギリス（England）の Pveg（Personal finance education group）という団体に登録されている年金（pension）についての学習プログラムには、面白く興味深いものがあったので紹介したい。

イギリスの公的年金制度は、基本的に日本の公的年金制度とよく似ている。公的年金制度は2階建てとなっており、1階の部分は、公務員を含む被用者と自営業者共通の定額の基礎年金で社会保険方式、2階の部分は被用者のみを対象とした国家第二年金で、報酬比例である。2階部分には、国家第二年金の他に、職域年金として、国家公務員年金、地方公務員年金、企業年金がある。基礎年金は、最低所得額以上の所得のある16歳以上の者は強制加入である。基礎年金に強制加入している者は、国家第二年金も強制加入である。被用者の保険料率は給与の約24%で、本人11%、使用者約13%である。年給支給年齢は、男性65歳、女性60歳からであるが、女性も徐々に65歳からになっていく。年金支給額は、独仏と比べて少なく、歴史的には、次第に公的年金の役割を少なくし、自己責任の範囲を拡大してきている。

イギリスの学校における年金教育の位置づけは、それほど明確ではない。年金教育が可能な教科としては、KS（キーステージ）3、4の必修科目 Citizenship と非必修の学習プログラムとしての economic wellbeing and financial capability がある。双方に、public money, taxation, health and welfare, personal finance, risk, reward などの概念が教育内容として入っているが、年金（pension）の語はナショナルカリキュラムには見ることができない。経済やシチズンシップの教科書においても、教科書によって少し年金についての記載があるものの、多くの教科書は、年金について取り上げていない。

しかし、金融・経済教育の教材やプログラムを提供している Pveg には、年金教育に関する興味深いプログラムがある。それは、Make the most of it!（できる限り利用しよう!）の、Module 2: But I'm still at school!（単元2・だけど私はまだ学校に通っているんだけど）というプログラムである。このプログラムは明確に、正面から年金に迫っている。この単元は以下の4つの Session（分節）から成っている。

1. Think about your future（自分の将来を考えよう）
2. Point of view（見方）
3. Funding the future（将来への基金）
4. Review（振り返り）

イギリスの年金制度を説明しているのは3.であるが、1.で生徒に自分の将来について予想させている。その中で、65歳に達したとき、80歳に達したときの自分を予想させ、その年齢に達したときの fears（恐怖）の一つとして生活資金のことを指摘している。2.では、老後の生活費について誰が面倒を見るべきかについて、自分の子どもや孫、政府、自分自身の三つの考え方について議論させている。そして、公的年金は重要であるがそれには限界があることを知らせ、老後に備える必要があることを知らせている。

このプログラムの特色は、パーソナル・ファイナンス (personal finance) の中に年金を位置づけていることである。以下、単元の目標と第2文節と第3文節の記述を示す。

.....

Make the most of it !

Module 2: But I'm still at school !

General Introduction to the module

このモジュールは、4つのセッションからなり、14歳以上の生徒用である。

- 自分の将来について考え、計画することの必要性を理解する。
- 勤労生活の初期から自分の老後の計画を立てる重要性を理解する。
- 自分の退職後にはお金をどのように工面するか考える。
- 退職後にお金を工面する方法には、年金を含め幾つかの方法があることがわかる。
- 使用できる年金には様々なタイプがあることを確認する。

Session 2: Point of view

第2セッションの目標

- このセッションの目標は、老年への準備の方法について考える機会を生徒に与えることにある。また、この主題についての異なる文化的な態度を議論する機会を与える。
- 生徒は、
 - 地域の中にいる老人の世話をする責任があるのは誰かを考える。
 - 国家年金 (state pension) の限界を理解する。
 - 自分の老年期のために「貯蓄」する意味を探究する。

Activity 2.1

セッション1を振り返り、本時は、快適な老年期を迎えるためにすることのできることにについて考えることを告げる。

Activity 2.2

- “Three points of view” を生徒に配り、読ませる。(1は、家族が自分の面倒を見るべき。2は、政府が自分の面倒を見るべき。3は、自分自身が面倒を見るべき)
- 生徒の反応を導く。
三つの見方の全てが正当 (valid) であることを認識することは重要である。
- 生徒に意見を言わせる。
 - どの見方に賛成か。
 - 自分がその見方を選んだ理由は何か。
 - 他の見方に反対なのはなぜか。
 - 老人の面倒を見る他のアイデアはあるか。

Activity 2.3

- “How I would spend” を生徒に配る。空白に£92.51をいれ、家から離れて暮らし、1週間に使えるお金はこれだけである場合に、どのようにお金を使うかを記入させる。
次のような支出の項目が必要であることを伝える。(住居、食べ物、電気料金などの料金、服、レジャー)
- 10分後に、幾つかの例を黒板に貼り、次のことを尋ねる。これらの内でどれが “needs” であり、どれが “wants” あるいは “desire” であるか。

- ・シートに記入したもののの中で、どれが“N”でどれが“W”であるかを記入させる。
- ・その記入が終わったら、needs がどれだけ wants がどれだけあるかを尋ねる。さらに次のことを尋ねる。
 - 一般的にあなたが費やすものは needs か wants か。
 - 他に needs はないか。
 - だれがそれらを供給するか。
 - これらを買うことしかできないとしたら、どれだけ買うか。これらは、退職した人達の needs をすべてカバーするか。
- * 一人当たりの basic state pension は、週当たり一人 £67.50 で、他に収入がない場合には、最低所得保証 (Minimum Income Guarantee) として週 £92.15 に上がる。貧しい年金受給者には、他にもいくつかの支給がある。

Activity 2.4

- ・退職後 (65 歳) には平均で、10 年から 20 年生きることができる。次には、このセッションの残り時間で、退職後にお金をどのように工面するかについて考えることを告げる。

Closing activity

- ・生徒に、何かのために貯蓄しているか、あるいは、誰が何のために貯蓄をしているかを尋ねる。お金を貯蓄するどんな方法があるか尋ねる。銀行や、住宅金融組合、家に置いておく等。
- ・銀行や住宅金融組合にお金を預けておく有利さと不利さを尋ねる。
- ・どんな目的であろうと、貯蓄とは、将来に何かを得るために今お金を使うことを差し控えることであると認識することが重要である。

Session 3: Funding the future

第3セッションの目標

このセッションの目標は、年金 (pensions) についての基礎的な知識と、年金がどのようになっているか、年金についての情報をどこで得られるかについて生徒に伝えることを目標としている。

生徒は、

- ・年金の3つの基礎的な型について学ぶ。
- ・年金を引き出すための支援をどこから得るかを考える。
- ・老年期のためのお金の用意についてなされる決定の意味について考える。

資料 3.2 年金とは何か。

資料 3.3 あなたの年金についての知識はどうですか。

資料 3.4 どう思いますか。

Activity 3.1

前のセッションを振り返る。将来について計画し考える必要性に焦点を当て、基礎的な国家年金だけで生徒の needs を満たすに十分かを考えさせる。

Activity 3.2

資料 3.2 を生徒に配付する。全員がその資料を読む。生徒が不確かな用語や句をチェックする。その後、次のような質問をする。

- ・基礎的な国家年金を満額得るのに、ある年数払い続けなければならないのはなぜか。
- ・被用者が保険料を支払わない年金基金をもつ仕事を得ることは何がよいか。
- ・提携機関 (a tied agent) よりも独立金融アドバイザー (IFA) に相談に行くのはなぜ良いのか。

Activity 3.3

資料 3.3 を用いる。生徒が情報シートからキーポイントを学ぶのを支援する。10 分後にクラスで答えを探す。

Activity 3.4

資料 3.4 は、生徒が今学んだ年金についての知識を応用するように促す作業に拡張する良い教材である。学級全体ですか、小グループで話し合った後に学級全体に話し合いを戻す。

Extension Potential

もし時間があれば、あるいは、優秀な生徒のために、次のような追加学習をすると良い。次のような統計が話し合いの基礎として使うことができる。それらは、人口の高齢化に関連する幾つかの問題を生徒が認識するのに役立つ。

- 年金受給可能者の数は、1999 年の 1,010 万人から 2010 年には 1,180 万人、2050 年には 1,430 万人に増加すると予想されている。
- 1961 年には 1 人の年金受給者を支える勤労者世代の人数は 4 名であったが、2040 年にはわずか 2 名となる。

資料 3. 2: What is a pension の概略

国家年金 (State pension)

年金は政府から支給される。

国家年金を受け取るには National Insurance Contributions (年金保険料) を支払う。

年金を満額受け取る資格を得るには、年金保険料を最低 44 年間支払う必要がある。

国家追加年金 (State additional pension)

1978 年から、あなたが被用者なら State Earnings Related Pensions Scheme を通して追加年金を積み立てることができる。政府は、2002 年 4 月からは、それを改善して国家第 2 年金 (a state second pension) を給付するように計画している。これは、低賃金の人、要介護者、長期の病気や障がいのために働くことができない人への給付である。

職業年金 (Occupational pension)

仕事や専門職に関する年金

多くの雇用者 (employer) は、あなたの仕事の一部として年金を提供する。多くの場合、あなたも給料からお金 (保険料) を支払うように求められる。あなたの雇用者も保険料を支払う。時にこの年金は、“non-contributory” と呼ばれるが、その場合にはあなたの雇用者が保険料の全額を支払う。

個人年金計画 (Personal pension plan)

これは、個人が、保険会社、銀行、住宅金融組合 (building society)、投資会社から引き出すことのできる年金である。職業年金に加わらない人には適切な年金である。個人年金利は、有利さと不利さの両方がある。

ステークホルダー年金という有利な個人年金がある。

税の優遇

全ての年金計画には、税の優遇措置がある。

アドバイスをどこから得るか

IFA (Independent Financial Advisers) は、多くの会社からの年金計画をあなたに提供し、あなたのニーズにあったものを推薦することができる。提携機関は、一つの会社からの代表で、通常はその会社によって示される唯一の年金計画しか提供しない。

資料 3. 3 : So you think know about pensions ?

表の文を注意深く読みなさい。それらは、全て、年金についてのものです。まず、どれが正しく、どれが誤っているか決めなさい。適切な方の空欄にチェックしなさい。あなたが誤っていると考える文には、正しいと思われる文を書きなさい。

Statement	True	False: It should say.....
国家年金は政府よって与えられる。	X	
満額の基礎的国家年金は自動的に受け取ることができる。		X 普通は、満額の基礎的国家年金を受け取るには、国家年金保険料を最低 44 年間支払わなければならない。
仕事や専門職にリンクしている年金は、職業年金 (occupational pension) と言う。	X	
職業年金に対して支払った額は、instalment (分割払い込み金) という。		X 払われた額は、contribution (保険料) という。
自分自身のために働いている人 (自営業者) は将来、職業年金を受け取る。		X 職業年金は、会社や組織に雇われている人だけに適用される。
個人年金あるいはステークホルダー年金の長所は、特定の雇用者に繋がっていないので、仕事を変えても問題ないことである。	X	
ほとんどの年金は、特定の時あるいは退職時に無税の扱いを得る選択の機会がある。	X	
提携機関は、一会社から供給される年金計画についての情報を与えるだけである。	X	

資料 3. 4 : What do you think ?

以下のような、自分たちの将来のお金に関して、ある人の 3 つの決断があります。

決断 1 : 職業年金の提供を受け取らず、個人年金計画も採らない。一人っ子なので、親が死んだとき、親の家を売った遺産のお金に依存する。

決断 2 : 働き始めたらずに職業年金に加わる。

決断 3 : 自営業なので職業年金には加われない。国家年金に依存することは不安なので、個人年金計画に加わることを注意深く検討してから決断する。

それぞれの決断について、以下のようなシナリオはあなたの計画にどんな影響を与えるか。

仕事をかえた。

解雇された。

年金計画を見直す時間がなかった。

両親が年をとって、介護ホームに長期間介護を受ける必要が生じた。その費用を支払うために両親の家を売らなければならなくなった。

.....

パーソナル・ファイナンスとして生徒が年金について考えることは、生徒が親の老後の面倒を見る観点からであっても、あるいは自分自身の老後について考える観点からであっても、生徒が社会福祉制度として (あるいは国家・政府の立場から) 年金について考える場合よりは、生徒にとってより切実性があると考えられる。この意味で、この単元は中学生用の年金教育プログラムとして有効であると思われる。これに対して、日本の中学校社会科公民的分野での年金の扱いは、あくまでも国の社会福祉制度としてである。生徒に年金制度について関心を持たせるために、現在の制度の問題点を指摘している場合

が多いが、生徒自身に直接関わることで年金を扱うことは十分に考えられていない。この点で、イギリスのこの単元例は年金についての学習を展開する上で大いに参考になる。

5 中学校社会科における年金教育の内容と方法

科学研究代表者の猪瀬は、中学校社会科公民的分野において可能な年金教育の構成原理として、制度主義アプローチ、概念主義アプローチ、理念学習アプローチの3つを提案している。制度主義アプローチとは、社会保障制度の一翼を担う年金制度の理解と、現在の年金制度が抱える問題の解決を目指した提案をし、それについて議論をしていく学習の方法である。概念主義アプローチとは、年金（問題）を事例にして、経済概念と意思決定の学習をしていく方法のことである。学習される経済概念としては、希少性、選択、機会費用、リスク（社会保険）、リターン、インセンティブ（誘因・給付・報酬）、情報の非対称性、逆選択、レモン市場、モラルハザード、インフレーション、デフレーションが考えられている。理念学習アプローチとは、年金制度の成立根拠を理念から求める年金政策を決定する学習である。理念としては、①正（正義）、善（効率）、徳（卓越）、②リベラリズム（自由主義）、コミュニタリアニズム（共同体主義）、リバタリアニズム（自由至上主義）、功利主義、社会契約説、③普遍主義モデル（公助）、社会保険モデル（共助）、市場型モデル（自助）、④再分配の論理、ベーシックインカム（最低所得保障）、⑤自尊・スティグマ、市場的互惠と道徳的義務、⑥機会の平等・結果の平等、世代間倫理について学ばせていくとしている。この内、筆者は、制度主義アプローチによる年金学習のプランを担当し、作成した。

制度主義アプローチとは、先にも述べたように、社会保障制度の一翼を担う年金制度の理解と、現在の年金制度が抱える問題の解決を目指した提案をし、それについて議論をしていく学習の方法である。筆者は、それに、本稿で紹介したイギリスの年金教育プログラムにあったパーソナル・ファイナンスの要素を加えるべきであると考えている。制度学習の問題点として指摘されることは、制度が変われば学習したこと（記憶したこと）が無駄になるということである。確かに、制度学習には、生徒に制度についての理解と記憶を強いるが、制度が変われば記憶した知識は役に立たなくなるという問題点がある。しかし、制度学習では、現在の制度の合理性を検討し、制度の改善を提案させることもできる。そうすれば、年金制度に対する思考力を身に付けさせることはできる。また、年金制度が根本的に変わるのでなければ、制度学習により、生徒が大人になった時に生活する上で必要になる知識を身に付けさせることができる。筆者は、中学校社会科においては、制度主義アプローチによる年金教育が必要なものであると考える。

筆者が考案した制度主義アプローチによる年金学習プログラムの概要は、以下のようなものである。

.....

制度主義アプローチによる年金学習プログラムの概要

1. 老後（退職後）の生活資金の確保は、自己責任か家族責任か社会保障か？

* 日本国憲法第二十五条（生存権、国の生存権保障義務）

- ① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

自己（夫婦）責任：貯蓄・資産（の取り崩し）、保険（生命保険）

問題点：長生きした（できた）場合に貯蓄・資産、保険金がなくなる。

家族（子ども、孫）責任：子どもの所得に頼る。

問題点：老人の自尊心を傷つける。自由が制限される。子ども（夫婦）の負担大。

社会福祉（生活扶助）：退職者全員に給付すれば大きな財源（税収）が必要。

問題点：退職前の生活水準から大幅に下落する。

→退職後に生活水準が大幅に下落しないような、しかも家族にあまり頼らなくて済むような安定した所得保障が必要。→年金

2. 私的年金か公的年金か？

私的年金（国以外の組織が運営する年金制度。加入は任意。）

問題点：国民全員（特に、本来一番入って欲しい貧しい国民）が加入しない。

年金を運営する組織が破綻する可能性がある。

公的年金を補完するならよい。

公的年金（国に関わる組織が運営する年金制度）

特徴：国民皆保険にできる。国民全員に加入を義務付けられる。

国は破綻しない。破綻しそうになったら、税金等で救済できる。

現在の公的年金の種類と加入者（適応者）、年金額

国民年金（基礎年金のみ）・・・自営業者、自由業者、同一年金額。

厚生年金・・・会社の社員、サラリーマン、支払った保険料が多いと年金も多い。

共済年金・・・公務員、準公務員、支払った保険料が多いと年金も多い。

*なぜ、公的年金は3種類あるのか？

元々の年金の制度ができた順である（共済年金、厚生年金、国民年金の順）

私的年金の種類

国民年金基金、厚生年金基金・・・公的年金の補完

個人年金・・・保険会社が運営

企業年金・・・企業が運営もしくは責任を持つ。

3. 年金を支給するお金（財源）はどのように確保するのか？

税金（無拠出）か保険料（拠出）か？

全額税金だと、全ての国民に等しく年金を支給することになるが、税金が高額になる。

保険料のみにすると、支払う保険料によって支給される保険金が大きく異なる。

現行制度は、税金と保険料の両方（保険料が基本が多い）。

国民年金（基礎年金）の支給額の半分は税金によってまかなわれている。

厚生年金は、加入者と事業主が折半で保険料を支払っている。

共済年金には、保険料と共に国や地方公共団体のお金（元は税金）が使われている。

積立方式か賦課方式か（保険料を取り入れた場合）？

積立方式

個人積立方式：自分の退職後の年金基金（自己負担分）は個人の責任で積み立てる。

→貯蓄と同様に、長生きした場合に資金が枯渇するおそれがある。

世代積立方式：同一世代の人の中で長生きと短命のバランスをとる。

積立方式はインフレによる目減りに弱い？（デフレのときは強い？）

賦課方式

働いている現役世代の保険料（と税金）で引退した高齢者の保険金を支える。

「世代と世代の支え合い」（世代間扶養）（実際は、若い時には高齢者世代を支え、高齢者になった

ら若い世代に支えてもらう)

* 現行の制度は、賦課方式。

4. 年金を受給する資格はどのようにして得られるのか？

国民年金：20歳になったら（60歳まで）保険料を支払う義務がある。第1号被保険者。

：40年間保険料を支払ったら、受給資格が得られる。そうでない場合には、無保険者になる。

：学生の場合には、支払猶予願いが出せる。（免除ではない。）

：保険料を支払っている間に障害者になってしまった場合、障害基礎年金が支給される。

厚生年金：会社に勤め、25年以上保険料を納付すると受給する資格が与えられる。第2号被保険者。

：1年以上で特別支給の厚生年金が与えられる。

：無職の配偶者は、保険料を払わずとも基礎年金が支給される資格が与えられる（第3号被保険者）。

共済年金：共済組合員になって25年以上保険料を納付すると資格が与えられる。第2号被保険者。

：無職の配偶者は、保険料を払わずとも基礎年金が支給される資格が与えられる。（第3号被保険者）。

5. 少子高齢化だと年金はどうなるのか？

少子高齢化が続くと、賦課方式の下では、保険料を上げるか、年金の支給額を少なくするか、年金の支給開始時期を遅くするかの何れか（あるいは全て）をせざるを得ない。

賦課方式から（世代）積立方式へは、急には変えることができない。

6. 保険料が未納だとどうなるのか？

正規雇用の会社員は自動的に厚生年金保険に、公務員等は自動的に共済年金保険に加入することになるので、未納は生じない。

自営業者、アルバイト等は国民年金保険料が未納だと、将来無年金者になる。障害者となっても、障害基礎年金も支給されない。

未納は、危険であり、経済的にも損である（基礎年金には半額税金が使われる。）

参考文献

- ・猪瀬武則「経済教育における年金教育の可能性－自立と公共性のデマケーション」、経済教育学会・『経済教育研究』No.28, 2009年9月
- ・文部科学省『中学校学習指導要領（平成10年12月）解説－社会編－』、大阪書籍、平成11年9月
- ・井堀利宏『誰から取り、誰に与えるか－格差と再分配の政治経済学－』、東洋経済新報社、2009年7月
- ・小塩隆士『社会保障の経済学・第3版』、日本評論社、2005年2月
- ・小塩隆士『人口減少時代の社会保障改革』、日本経済新聞社、2005年9月
- ・小峰隆夫『人口負荷社会』・第十章、日経プレミアムシリーズ、2010年6月
- ・白波瀬佐和子『日本の不平等を考える－少子高齢社会の国際比較－』、東京大学出版会、2009年5月
- ・鈴木 亘『年金は本当にもらえるのか?』、ちくま新書、2010年7月
- ・中島俊一、他『受給者の視点からの最新年金百科全书』、東京教育情報センター、平成20年9月
- ・西沢和彦『年金制度は誰のものか』、日本経済新聞出版社、2008年4月
- ・広井良典『持続可能な福祉社会』、ちくま新書、2006年7月
- ・細野真宏『「未納が増えると年金が破綻する」って誰が言った?』、扶桑社新書、2009年3月
- ・盛山和夫『年金問題の正しい考え方－福祉国家は持続可能か－』、中公新書、2007年6月

中学校社会科における年金教育

表 1. 年金に関する意識調査

問 題		附属中学校			教育学部		
		男	女	合計	男	女	合計
(1) 年金は、個人の問題なので、個人に任せたほうがよい。	同意する	7	3	10	2	0	2
	どちらかといえば同意する	32	28	60	1	2	3
	どちらかといえば同意しない	25	29	54	3	10	13
	同意しない	20	11	31	8	4	12
(2) 年金は、すべて国が税金で運営すべきだ。	同意する	16	6	22	1	0	1
	どちらかといえば同意する	26	32	58	2	4	6
	どちらかといえば同意しない	34	27	61	7	9	16
	同意しない	8	6	14	4	3	7
(3) 年金保険料を支払わなかった人が、年金をもらったり、生活保護を受けるのは不公平だ。	同意する	41	27	68	8	5	13
	どちらかといえば同意する	29	26	55	3	9	12
	どちらかといえば同意しない	10	15	25	3	1	4
	同意しない	14	1	15	0	1	1
(4) 年金保険料を支払わなかった人は、経済的に支払えなかったのであり、老齢になって年金を受け取れないのは不公平だ。	同意する	20	9	29	1	1	2
	どちらかといえば同意する	23	24	47	4	8	12
	どちらかといえば同意しない	23	28	51	5	7	12
	同意しない	18	10	28	4	0	4
(5) 年金制度は、不要である。老齢になったら、個人の貯金や家族の責任で生活すべきだ。	同意する	2	3	5	2	0	2
	どちらかといえば同意する	12	6	18	1	1	2
	どちらかといえば同意しない	26	28	54	2	10	12
	同意しない	44	35	79	9	5	14
(6) 年金制度に頼るより、家族や地域社会の支え合いが重要だ。	同意する	17	8	25	3	2	5
	どちらかといえば同意する	33	38	71	5	10	15
	どちらかといえば同意しない	27	21	48	4	3	7
	同意しない	7	4	11	2	1	3
(7) 年金の支給額は、みな平等に同じ額にすべきだ。	同意する	19	9	28	2	0	2
	どちらかといえば同意する	10	18	28	2	7	9
	どちらかといえば同意しない	31	23	54	7	7	14
	同意しない	24	20	44	3	2	5

表 2. 年金に関する理解調査

問	題	附属中学校			教育学部		
		男	女	合計	男	女	合計
(1) 65 歳以上の高齢者世帯の年間所得額は、約 306 万円です (2006 年)。これについて述べた文としてもっと適切なものを、一つ選びなさい。	高齢者世帯は、年間所得額の約 3 割を年金から得ている。	11	8	19	4	2	6
	高齢者世帯は、年間所得額の約 5 割を年金から得ている。	12	19	31	2	1	3
	高齢者世帯は、年間所得額の約 7 割を年金から得ている。	47	29	76	5	8	13
	高齢者世帯は、年間所得額の約 9 割を年金から得ている。	14	15	29	3	5	8
(2) 年金保険について述べた文として、もっとも適切なものを一つ選びなさい。	年金保険は、高齢になって所得が得られなくなるリスク (危険性) に備えるものである。	67	55	122	13	13	26
	年金保険は、仕事でけがをして所得が得られなくなるリスク (危険性) に備えるものである。	4	1	5	0	2	2
	年金保険は、失業して所得が得られなくなるリスク (危険性) に備えるものである。	4	1	5	1	1	2
	年金保険は、病気になったり、けがをしたとき、高額な医療費を支払わなければならないリスク (危険性) に備えるものである。	9	14	23	0	0	0
(3) 国民年金について述べた文として、もっとも適切なものを一つ選びなさい。	国民年金は、民間企業で働く社員だけが加入する年金制度である。	6	6	12	1	0	1
	国民年金に加入義務があるのは、日本国内で暮らす 20-60 歳の人である。	35	37	72	10	13	23
	国民年金の保険料は、会社員の場合、会社が全額負担している。	11	12	23	0	3	3
	国民年金の保険料は、所得が多くなるほど高くなる。	32	16	48	3	0	3
(4) 国民年金と火災保険について述べた文として、もっとも適切なものを一つ選びなさい。	日本国内に住む人には、国民年金・火災保険のどちらにも加入の義務がある。	3	3	6	0	1	1
	国民年金は国が運営する制度であるが、火災保険は民間の保険会社が運営している。	65	48	113	13	14	27
	国民年金の保険料を負担するのは国民であるが、火災保険の保険料は企業が負担している。	9	13	22	1	1	2
	国民年金の保険料も、火災保険の保険料も、所得額によって異なる。	7	7	14	0	0	0

中学校社会科における年金教育

表 2. 年金に関する理解調査

問	題	附属中学校			教育学部		
		男	女	合計	男	女	合計
(5) 国民年金について述べた文として <u>適切でない</u> ものを一つ選びなさい。	国民年金加入者が病気やけがで障害者になったときは、障害基礎年金を受け取れる。	5	8	13	0	0	0
	国民年金の加入者がなくなったとき、その子は遺族基礎年金を受け取れる。	19	16	35	2	5	7
	国民年金加入者が自動車の運転中に人身事故を起こすと、被害者に交通事故基礎年金が支払われる。	23	19	42	10	7	17
	老齢基礎年金の受給開始年齢は65歳からであるが、60歳の繰り上げ支給もできる。	37	28	65	2	4	6
(6) 公的年金保険の財源について述べた文として <u>適切な</u> ものを一つ選びなさい。	日本では、高齢者に支給される年金は、高齢者自身が積み立てた保険料から全額支払われている。	9	8	17	0	0	0
	日本では、高齢者に支給される年金は、現役で働いてる人たちが払う保険料から全額支払われている。	41	36	77	9	8	17
	日本では、国民保険の財源はすべて税金である。	21	9	30	0	1	1
	日本では、厚生年金の保険料は非保険者本人と事業者（会社）が半分ずつ負担している。	13	18	31	5	7	12
(7) 少子高齢化と年金について述べた文として <u>適切でない</u> ものを一つ選びなさい。	少子高齢化により、年金受給者が総人口に占める割合は高まる。	7	9	16	0	1	1
	少子高齢化により、年金支給者が国民所得に占める割合は高まる。	9	9	18	1	1	2
	少子高齢化により、年金財源を確保するための消費税率引き上げが検討されている。	10	11	21	2	1	3
	少子高齢化により、年金の負担と給付に関する高齢者と若い世帯の公平化が進む。	58	42	100	11	13	24
(8) 総人口に占める高齢者人口の割合が増大するとき、年金制度を維持するためには、どのような措置が必要になるでしょうか。 <u>適切な措置の組み合わせ</u> を一つ選びなさい。	1人当たりの年金給付額を下げ、年金支給開始年齢を上げる。	64	50	114	9	14	23
	1人当たりの年金給付額を下げ、年金支給開始年齢を下げる。	11	10	21	1	1	2
	1人当たりの年金給付額を上げ、年金支給開始年齢を下げる。	3	6	9	2	0	2
	1人当たりの年金給付額を上げ、年金支給開始年齢を上げる。	6	5	11	2	1	3

表 2. 年金に関する理解調査

問	題	附属中学校			教育学部		
		男	女	合計	男	女	合計
(9) 公的年金にかかわる国の機関としてきせつなものを一つ選びなさい。	経済産業省	7	4	11	0	1	1
	厚生労働省	71	61	132	13	15	28
	内閣府	0	1	1	1	0	1
	金融庁	6	5	11	0	0	0
(10) 日本に住所のある外国人の年金への加入について述べた文として、適切なものを一つ選びなさい。	どの年金にも加入することができない。	4	10	14	1	2	3
	日本人と同じように加入できる。	14	8	22	2	1	3
	国籍によって加入できる外国人と加入できない外国人がいる。	13	13	26	2	1	3
	厚生年金に加入できるが、国民年金には加入できない。	53	40	93	9	12	21
(11) 農家の人や個人商店の経営者が加入できる年金について、適切なものを一つ選びなさい。	厚生年金	5	3	8	4	4	8
	共済年金	30	23	53	4	5	9
	企業年金	19	29	48	0	0	0
	国民年金	30	16	46	6	7	13
(12) 夫がサラリーマンである、いわゆる専業主婦（職業労働をしていない妻）の国民年金保険料支払いについて、もっとも適切なものを一つ選びなさい。	国民年金保険料を夫とは別に支払わなければならない。	25	29	54	3	5	8
	夫が妻の分の国民年金の保険料も同時に支払う。	40	33	73	6	10	16
	妻は国民年金保険料を支払う必要はない。	16	8	24	5	0	5
	夫の給料が少ない場合には、妻の国民年金保険料は支払わなくともよい。	3	1	4	0	1	1
(13) 20歳以上の大学生の国民年金保険料支払いについて述べた文として、もっとも適切なものを一つ選びなさい。	国民年金保険料を支払う義務はない。	16	2	18	0	0	0
	国民年金保険料を支払う義務はあるが、届け出により支払いを卒業後まで猶予される。	36	32	68	14	16	30
	その保護者が本人に代わって国民年金保険料を支払わなければならない。	20	21	41	0	0	0
	アルバイト収入が年間50万円を超えたら、国民年金保険料を支払わなければならない。	12	16	28	0	0	0
(14) Aさんは、老後の生活費を銀行預金だけでまかなおうとしています。Aさんの考えの問題点として指摘できることを一つ選びなさい。	銀行預金には、元本割れの危険性がある。	16	11	27	4	5	9
	銀行預金は、物価の下落で価値が目減りする可能性がある。	21	28	49	0	2	2
	予定以上に長生きした場合、預金残高がゼロになってしまう恐れがある。	40	27	67	9	9	18
	亡くなったとき、預金口座に残高があると、政府に没収されてしまう。	7	5	12	1	0	1

中学校社会科における年金教育

表 2. 年金に関する理解調査

問	題	附属中学校			教育学部		
		男	女	合計	男	女	合計
(15) 年金のあり方を表現した文としてもっとも適切なものを一つ選びなさい。	年金は「世代と世代の支え合い」である。	75	63	138	14	16	30
	年金は「都市と農村の支え合い」である。	2	1	3	0	0	0
	年金は「所得の高い人と低い人の支え合い」である。	3	5	8	0	0	0
	年金は「大企業と中小企業の支え合い」である。	4	2	6	0	0	0